

議 案 名	富士見市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について															
制 定 趣 旨	富士見市特別職報酬等審議会の意見を踏まえ、期末手当の支給月数（割合）を0.15月分引き下げるものです。															
制 定 内 容	<p>第1条関係及び第2条関係          期末手当の支給月数（割合）の変更及び支給月数（割合）の均等化</p> <table border="1" data-bbox="523 667 1361 1178"> <thead> <tr> <th data-bbox="523 667 738 757">区分</th> <th data-bbox="738 667 1050 757">令和3年度 期末手当</th> <th data-bbox="1050 667 1361 757">令和4年度以降 期末手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="523 757 738 846">6月期</td> <td data-bbox="738 757 1050 846">2.05月 (支給済み)</td> <td data-bbox="1050 757 1361 846"><u>1.975月</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 846 738 936">12月期</td> <td data-bbox="738 846 1050 936"><u>1.90月</u> (△0.15月)</td> <td data-bbox="1050 846 1361 936"><u>1.975月</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 936 738 1025">合計月数</td> <td data-bbox="738 936 1050 1025">4.10月⇒<u>3.95月</u></td> <td data-bbox="1050 936 1361 1025"><u>3.95月</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 1025 738 1178">内容</td> <td data-bbox="738 1025 1050 1178">第1条関係 期末手当の支給月数 (割合)の変更</td> <td data-bbox="1050 1025 1361 1178">第2条関係 期末手当の支給月数 (割合)の均等化</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和3年度 期末手当	令和4年度以降 期末手当	6月期	2.05月 (支給済み)	<u>1.975月</u>	12月期	<u>1.90月</u> (△0.15月)	<u>1.975月</u>	合計月数	4.10月⇒ <u>3.95月</u>	<u>3.95月</u>	内容	第1条関係 期末手当の支給月数 (割合)の変更	第2条関係 期末手当の支給月数 (割合)の均等化
区分	令和3年度 期末手当	令和4年度以降 期末手当														
6月期	2.05月 (支給済み)	<u>1.975月</u>														
12月期	<u>1.90月</u> (△0.15月)	<u>1.975月</u>														
合計月数	4.10月⇒ <u>3.95月</u>	<u>3.95月</u>														
内容	第1条関係 期末手当の支給月数 (割合)の変更	第2条関係 期末手当の支給月数 (割合)の均等化														
施 行 日	第1条関係 令和3年12月1日 第2条関係 令和4年 4月1日															

富士見市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年条例16号）新旧対照表

第1条関係

新	旧
<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在)において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びこの月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の190</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在)において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びこの月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の205</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

第2条関係

新	旧
<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在)において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びこの月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の197.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在)において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びこの月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の190</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>